

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 広島大学の行動計画



急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」(平成27年3月31日までの時限立法)が、平成15年7月16日に制定されました。

広島大学では、大学全体の取り組みとして、職員の仕事と子育ての両立を推進するとともに、職場全体のより働きやすい環境を整えるべく、「次世代育成支援対策推進法に基づく広島大学の行動計画」を次のように策定します。

なお、この計画は、全10年間のうち、前半の5年間に係るものです。

## 1. 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

## 2. 内容

**目標1** 妻の出産に伴い取得できる休暇制度を取得しやすくするとともに、常勤職員以外の職員にも導入する。

(対策) 休暇の取得事由を入退院の付添いに加え、出産時の付添い、入院中の世話及び出生の届出等による場合も可能とし、休暇を取得する際の単位を「1日」から「1日又は1時間」とする(平成17年4月に就業規則の改正を行う。)。

**目標2** 子の看護を行うために取得できる休暇制度を取得しやすくするとともに、常勤職員以外の職員にも導入する。

(対策) 休暇の取得対象を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの子」に延長し、休暇を取得する際の単位を「1日」から「1日又は1時間」とする(平成17年4月に就業規則の改正を行う。)。

**目標3** 男性職員の育児参加を促進するための新たな休暇制度を導入する。

(対策) 妻の産前・産後期間内に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、5日の範囲内で取得できる休暇制度を導入する(平成17年4月に就業規則の改正を行う。)。

**目標4** 期間雇用職員の育児休業制度を拡充する。

(対策) 期間雇用職員の1歳以降の育児休業期間を、保育所の入所時期等を考慮して、1歳の誕生日の前日以後最初の3月31日まで（その日に子が1歳6か月に達しない場合には、1歳6か月に達する日まで）に延長する（平成17年4月に就業規則の改正を行う。）。

**目標5** 育児部分休業の対象を拡充する。

(対策) 育児部分休業の対象を「子の3歳の誕生日の前日まで」から「子の9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで」に延長する（平成17年4月に就業規則の改正を行う。）。

**目標6** 出産及び育児の支援に関する制度の周知を図るため、ホームページを作成する。

(対策) 平成17年4月から、出産及び育児の支援に関する制度について体系的にまとめたホームページの作成に着手する。

**目標7** 時間外労働を短縮するための措置を実施する。

(対策) ① 計画期間内に、業務の簡素・効率化の推進及び業務処理方法の見直しを図る。  
② 計画期間内に、意識改革セミナー等を開催し、時間外労働の短縮を図るよう周知・徹底する。  
③ 計画期間内に、ノー残業ウィークやノー残業デーを設定するなど時間外労働の短縮のための職場環境の整備・改善等を図る。

**目標8** 年次有給休暇の取得を促進するための措置を実施する。

(対策) 平成17年度から、毎年7月から9月までの3ヶ月間を「労働時間短縮期間」と位置づけ、夏季休暇と年次有給休暇を利用した連続5日間以上の休暇の取得促進を図る。